

《契約書》

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人 清徳会

特別養護老人ホーム 清徳苑

契約書

☐短期入所生活介護

☐介護予防短期入所生活介護

〔令和 6 年 4 月 1 日 改正〕

様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人清徳会の営む特別養護老人ホーム清徳苑（以下、「事業者」といいます。）は、利用者が短期的に特別養護老人ホーム清徳苑における居室および共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「サービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うこと等について、次のとおり契約します（以下、この契約を「本契約」といいます。）

第 1 条 （契約の目的）

- 1 事業者は、利用者に対し、介護保険関係法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居室において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、短期的に居室施設等を使用させるとともに、本契約に定めるサービスを提供します。
- 2 利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条 （契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者は、契約満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに、更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により既に定員に達している期間については、登録できません。
- 4 利用者は、利用開始予定日から 7 日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これらに対し、事業者は、居室が確保できないなど理由を説明してこれを断ることができます。
- 5 利用者は、利用開始日の午前 9：00 以降に入所し、利用終了日の午後 5：00 までに退所するものとします。

第 3 条 （短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画）

- 1 利用期間が 4 日以上の利用者には指定居宅介護支援事業者または利用者本人が作成した

「居宅サービス計画」に基づき「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。

第4条 （サービスの提供場所及び内容等）

- 1 利用者が利用できるサービスの種類は【短期入所生活介護重要事項説明書】又は【介護予防短期入所生活介護重要事項説明書】（以下「重要事項説明書」といいます。）のとおりです。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたり「重要事項説明書」に定めた短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容について、利用者及びその家族等に説明します。
- 3 サービスの提供場所は、特別養護老人ホーム清徳苑（以下、施設といいます。）です。所在地及び設備の概要は「重要事項説明書」のとおりです。
- 4 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて第1項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 5 事業者は、第3条に定めた「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」に沿ってサービスを提供します。
- 6 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- 7 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 （サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者に説明し、その控えを交付します。
- 2 事業者は、サービス提供に関する記録を作成し、これを本契約終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の日中の営業時間内にその施設にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、実費を負担して、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 （利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された月ごとの合計額を利用月ごとに支払います。
- 2 事業者は、1ヶ月ごとに利用料金を計算し、請求書に合計額と明細を付して、翌月中旬までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、1ヶ月の利用料金合計額を翌月末、事業者指定の方法により支払います。なお、支払い手数料は、利用者の負担とします。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条 （利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、介護保険関連法令の改正等による料金の変更（増額または変更）が行われる場合は、1ヶ月までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更（増額または変更）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「重要事項説明書」を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、第1項の通知を受領した日から10日以内に文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第8条 （利用開始前のサービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して利用開始予定日の2日前正午までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 利用者が利用開始予定日の2日前正午までに通知することなくサービス利用の中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により、1日分の利用料金の全部又は一部を請求することができます。この場合、事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は、請求書の交付を受けてから翌月末までに、当該請求額を事業者の窓口まで持参、又は事業者の指定する銀行口座に利用者の費用負担で送金して支払います。ただし自動引落の手続をされた利用者は、利用日の翌月末に申込された銀行口座より引落されます。

第9条 （利用期間中のサービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前々日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の利用料金は、実際の退所日の翌日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては「重要事項説明書」記載のとおりとします。
- 3 前2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、サービスは終了となります。この場合の利用料金は、入院までの日数（入院日を含む。）を基準に計算します。

第10条 （利用者の施設利用上の注意義務）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施上および安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り必要な措置を執ることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、居室及び共用施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、

汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室及び共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条 （利用者の禁止行為）

- 1 利用者が施設内で次の各号に該当する行為をすることは、許されません。
 - (1) 決められた場所以外での喫煙
 - (2) サービス従事者又は他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う
 - (3) その他、決められた以外の物の持ち込み

第12条 （契約の終了事由）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約が定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合
 - (3) やむを得ない事情により、施設を閉鎖又は縮小する場合
 - (4) 第13条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第13条 （利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する1週間前までに事業者文書で通知するものとします。
- 2 利用者は、第7条第3項の場合及び、利用者の病変及び急な入院などやむを得ない事情がある場合は、本契約を即時に解約することができます。

第14条 （利用者からの契約解除）

- 1 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - (2) 事業者もしくはサービス従事者が第23条に定める守秘義務違反をした場合
 - (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は、過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (4) 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

第15条 （事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合には、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ場合
 - (2) 利用者の利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - (3) 利用者又はその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

第16条 （緊急時の対応）

- 1 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の健康状態に急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに主治医である医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。なお、届けられた連絡先に連絡が取れない場合は、事業者は再度の連絡措置を免れるものとします。

第17条 （連携）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、本契約が締結されたことを、速やかに介護支援専門員に連絡します。
- 3 事業者は、本契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、速やかにその事実、内容を介護支援専門員に連絡します。なお、第15条に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第18条 （相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情に対処するため、「重要事項説明書」に記載する窓口を設置し、サービス又は施設の設備等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第19条 （退所時の援助）

- 1 事業者は、契約終了で利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をおこないます。

第20条 （損害賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められ、利用者の心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は、損害賠償責任を減じもしくはこれを免れることができますものとしします。

第21条 （損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合
 - (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第22条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとしします。

第23条 （秘密の保持）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- 3 前2項に係らず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなどの正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

第24条 （虐待の防止）

- 1 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 虐待防止指針を定め、委員会・研修等を通じ、従業員の人権意識向上や知識・技術の向

上に努めます。

(2) 個別に担当者を置き、支援計画の作成など適切な支援に努めます。

(3) 支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、また、利用者等の権利擁護に取り組む環境の整備に努めます。

第25条 (身体的拘束その他行動制限)

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合、事業者は事前、又は、事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に対し十分説明します。なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

第26条 (衛生管理)

- 1 事業者は、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適正に行います。また、感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じます。

第27条 (相互信頼の原則)

- 1 利用者及び事業者は、相互に信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとします。

第28条 (本契約に定めのない事項)

- 1 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議するものとします。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、利用者（又は利用者の家族等）、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】 令和 年 月 日

【事業者】

事業者名： 社会福祉法人清徳会
 特別養護老人ホーム清徳苑 短期入所生活介護
 〈東京都指定 第1371000488号〉

住 所： 東京都目黒区目黒本町4-2-1

代表者名： 理事長 松井 比呂美 印

説明者氏名： _____ 印

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者と
の 関 係 _____

署名代行
の 理 由 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、利用者（又は利用者の家族等）、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】 令和 年 月 日

【事業者】

事業名： 社会福祉法人清徳会
特別養護老人ホーム清徳苑 短期入所生活介護
〈東京都指定 第1371000488号〉

住 所： 東京都目黒区目黒本町4-2-1

代表者名： 理事長 松井 比呂美 印

説明者氏名： _____ 印

【利 用 者】

住 所

氏 名 _____ 印 _____

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係

署名代行
の理由

住 所

氏 名 _____ 印 _____